

野宿者の析出に見られる社会的不平等の世代間再生産

——野宿者の生育家族からの検討——

妻木 進吾

要約

野宿者(いわゆるホームレス)に対する差別は見なされない。彼らは、同じスタートラインから出発した競争の落伍者であり、野宿状態へと至ったのは、彼らの無能力や怠惰の結果であると、つまり彼らが抱える困難は彼ら自身に責任がある、「自業自得」であると観念されるからである。本稿では、こうした「自業自得」観念において前提されている「同じスタートライン」について、一九九九年に行われた野宿者調査のデータを用いて検討を行った。結果、野宿者の生育家族において、「母子世帯」「父子世帯」など社会的不平等と結びついた／結びつけられている家族構成の割合が「高い」ことが見出された。野宿者に「より」析出されやすいのは、当該社会にあって不利な立場に生まれた人々である。野宿者の析出に社会的不平等の世代間再生産を見出すことができるのである。

はじめに

少年らによる「ホームレス暴行死」といったニュースは、「少年犯罪」に特別な関心を寄せる人々にとって、

衝撃的な事件であるかもしれない。しかし、当の野宿者にとってそれは、ありふれた日常の連続線上に位置づく出来事にすぎない。マスコミが「野宿者襲撃事件」として伝える背後には、「死」という結果に至らなかつたが故に報道されない、事件にならない膨大な被害が存在す

る。また、野宿者襲撃は九〇年代半ば以降の野宿者の急増（急激な可視化）を受けて生じた現象ではないし、「若者がキレやすくなった」結果として生じたわけでももちろんない。野宿者に対する襲撃は、「横浜浮浪者襲撃事件」（一九八三年）など、少なくとも数十年間前から存在し、今なお、ありふれたものとしてある。時に大々的に報道され、あれこれの「対策」が論じられてきたにもかかわらず、である。何故か。野宿者襲撃の基底にあるのは、野宿者に対する差別的まなざしである。そのまなざしが、「差別的」とは認識されないうまま、多くの市民によつて保持され続けている以上、「事件」がなくならなくとも不思議はない。野宿者襲撃とは、野宿者に対する差別的まなざしの突出した現れにすぎないのである。

野宿者に対する差別が「差別」として問題化されることは、今なお少ない。何故か。平川茂「一九八六」は「横浜浮浪者襲撃事件」に関する分析を通して、「浮浪者」差別が「自業自得」という観念―「自分で浮浪者になったのだから、差別されても当然なのだ」とする観念―に支えられていることを明らかにした。

なぜ、この「自業自得」観念が、「浮浪者」差別を差別と意識させないほどの説得力をもって、多くの人々のあいだに行き渡っているのだろうか。この問題を、「業

績をめぐる競争の公正さ」への人々の信念の中に見てみたい。／「民主主義」社会における「競争」は、少なくともタテマエの上では、人種・民族・身分・性などの「生得的属性」に基づく差別を排除した上での、「業績」を競うものであるべきだ、とされている。それが「競争の公正さ」を保証するものだと考えられている。言い換えれば、「機会の平等」の保証である。／もちろん、現実には、わがくにおいて、「生得的属性」に基づく差別は厳存している。部落差別しかり、在日朝鮮人差別しかり、性差別しかり、障害者差別しかり。だが、これらの「生得的属性」に基づく差別の場合には、少なくとも、人々の差別意識は「タテマエの下での潜在化への圧力」をこうむる。「民主主義」の原理からして、被差別の側からの反差別の声を、人々は完全に無視することはできないからである。／だが、「浮浪者」差別の場合には、人々は、同じスタートラインから出発した「競争」の「落伍者」というラベル貼りを行う。そして、〈底辺労働者〉たちの反差別の声を、「自業自得」として一蹴するのである。タテマエのレベルでも、差別が「合理化」されてしまう差別、それが「浮浪者」差別なのであり、ここに「浮浪者」と呼ばれる人たちの底知れぬ「苦境」がある。「平川、一九八六、七九」

八〇頁

こうして「浮浪者」は野宿者に対する差別的まなざしは、それが差別であると問題化されることなく保持され続け、野宿者に対する暴力は、その基底にある差別が問われないまま別の問題（例えば「凶悪化する少年犯罪」として回収されてしまうのである。野宿者の名称は「浮浪者」から「ホームレス」へとスマートな言い換えがなされたが、「浮浪者」差別に関する平川の議論は、二〇〇一年近く経た現在の「ホームレス」差別においても有効である。むしろ、「自己責任」が声高に叫ばれる今日において、より説得力を増していると言えるかもしれない。

本稿は、野宿者差別を支える「自業自得」観念、それを正当化する「公正なスタートラインからの競争」という信念について、一つの検討を行う。野宿者は果たして、「同じスタートラインから出発した競争の落伍者」なのだろうか。この問いに答えることが本稿の目的である。

一 不安定就業階層からの野宿者の析出

一九九〇年代半ば以降の都市中心部における野宿者の急増（急激な可視化）を受けて、行政などによる大規模な実態調査が既にいくつも行われている。それらは、野

宿者の多くが五〇〜六〇歳代の単身男性であり、建設業を中心とした不安定就業階層から析出された人々であることを明らかにしている。

二〇〇三年一〜二月に厚生労働省が実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」（調査対象者は全国で二一六三人）によると、野宿直前職が「正社員」である割合が四割を占め、その割合の「高さ」が注目されたが、そこには一般的には「正社員」とは見なされない人々が含まれておりと考えられる。二〇〇一年に実施された大阪府内（大阪市を除く）の野宿者を対象にした調査（調査対象者は四〇六人）によると、直前職が常雇であった割合は三割強であったが、その半数近くが健康保険・厚生年金など会社・団体の社会保険に加入しておらず、国民健康保険・国民年金に加入していない人も少なくなかった。「大阪府立大学社会福祉学部都市福祉研究会、二〇〇二」。また、次のような、より強い主張もある。

その（二〇〇三年全国調査の―引用者注）結果では、常雇用から野宿になった人が四割、という数字がでています。じゃあその常雇用というのが僕たちが言うような正規労働かというとおそらく違う。日雇いと認識していないだけで、事実上の日雇の不安定労働者です。例えば、東京都の自立支援センターから就労した人の

約九割が日雇か日給月給です。それでも行政は日雇い労働ではない者は常雇用だと言う。おそらくそれと同じカウントがされていて、常雇用だったと言っているけれども、実際はほとんどが不安定就労で、そこから野宿に至ったんだろうと思う。「矢野・なすび、二〇〇三、一六頁」

このような「正社員」の内実に関する疑問を括弧に入れておくとしても、そもそも全国調査において野宿直前職で「日雇」「臨時・パート・アルバイト」が占める割合は合わせて五割と過半数に達しているものであり、野宿者の主要な給源が不安定就業階層であることは確かである。こういった不安定就業階層の割合の高さという点も含めて、野宿者の析出過程を一九九九年に大阪市内の野宿者を対象に行われた調査²(調査対象者は六七二人。以下、九九年大阪調査)によって得られたデータからまとめる³と次のようになる「妻木、二〇〇三年、二五頁」。

調査対象者の九七％は男性であり、五〇・六〇歳代が八割を占める。彼らの職業的生涯は、労働市場に雇用労働者、とりわけ製造業のブルーカラー労働者として参入することにはじまる。初職の従業上の地位は、臨時・日雇が四割と、同時代の男子就業者と比べ極めて高い割合で、彼らはスタート時点から、階層化され

た労働市場の下層部へと組み込まれがちであった。その後、同時代を生きた人々を大きく上回る転職(企業間移動)を重ねるのであるが、転職を重ねるにつれ、建設業の割合、ブルーカラー労働者の割合が増大していく。常雇の割合は減少し、臨時・日雇、とりわけ日雇の割合が著しく増大していく。彼らは、労働市場の、より下層部へと組み込まれていく。結果、野宿直前には、産業では建設業が七五・四％、職業では生産工程・運輸関係職業が八七・一％、従業上の地位では日雇・臨時が八五・六％を占めることになる。調査対象者の職業的生涯とは、「不安定就業階層」、とりわけその下層部へと収斂されていく過程である。／野宿直前職時の居住形態を見ると、職住丸抱えの「飯場・住み込み」(四四・九％)や、法的にも実質的にも簡易な旅館に過ぎない「ドヤ」簡易宿所⁴(三九・二％)など、失職が同時にその喪失をもたらすような不安定な居住形態の割合が高い(複数回答可)。野宿直前職時の「住居」がそれらのみであった割合は六五・七％に達する。「不安定就業」へと至る過程は同時に、「不安定居住」へと至る過程でもある。／家族関係について見ると、大部分は学卒直後、あるいは比較的短期間の内に、就業に伴って定位家族から離れ、単身での生活を始めている。三

割の人々はその後、一度の結婚・同棲もなしに、単身で過ごしている。結婚(五七・八%)、同棲(一一・九%)によって七割の人々は家族を形成し、その内六七・八%の人々には子どもがいた。しかし、そのように形成した家族も、離婚や死別、それに伴う子どもとの別れを通して解体している。野宿に至った現在、離婚も死別もしていないという意味で婚姻関係を維持している割合は、七%程度に過ぎない。「不安定就業」「不安定居住」へと収斂されていく過程は、単身者の生活へと収斂されていく過程でもある。／野宿直前の生活へと至る生活史とは、「不安定就業階層」「不安定居住」「安定した家族」の不在(＝単身)へと収斂されていく過程である。そして、彼らが辿りついた野宿直前の生活とは、排除されつつ労働市場に接合された「都市下層」とりわけ寄せ場労働者としてのそれである。調査対象者の五四・六%は、野宿以前、寄せ場・釜ヶ崎の日雇労働者であった人々であり、その生活は、平均一四・九年に及ぶ。

地域によって野宿直前職が不安定就業であった比率等に違いが見られるが、不安定就業階層、不安定居住、「安定した家族」の不在(＝単身)への収斂、そして野宿へという析出過程は、これまで行われてきた各種実態調査

から概ね確認される。また、不安定就業階層が野宿へと至るメカニズムについては、既に少なからぬ研究がなされており、そこでは不安定就業階層の野宿者化が必然化されている構造的メカニズムが説得的に示されている³。これは、「彼らは好きで野宿している」という見方に対する有効な反論となるだろう。しかし、次のような声、「自業自得」観念の表明の前では、何ら説得力を持たない。

若いときしたい放題で、博打したり何やかんやで、後のこと考えん⁴としたい放題やってきて、(大阪)市が面倒見るなんてなったら、働く意欲なくなるわ。それで金くれるんやったら誰も努力せえへんわ。矛盾してる。そんなん私ら若い時から先のこと考えてしんどかったけど一生懸命やってきたのに。私も主人が亡くなつてから働いてきてやつとつつましやかな生活を送れるようになったのに。行き当たりばつたりの人を救うなんてそんなんおかしいわ。そんな人等に税金使うなんて、私らの方が弱者いじめされてるのと違う? 私達の方が弱者やで。(長居公園仮設一時避難所建設反対行動に参加中の六〇歳代と思われる女性の話⁴)

引用中には示されていないが、彼女が「行き当たりばつたりの人」として非難しているのは、(元)寄せ場・釜ヶ崎の日雇労働者で、現在、野宿している人々のこと

である。野宿せざるを得ない状況があるとしても、そもそも日雇労働という不安定な仕事、不安定な住居、「安定した家族」の不在とは、彼ら自身の個人的問題（例えば無能力や怠惰）によるのではないのか、野宿状態にあるからといって、彼らに税金を使うこと（引用においては、野宿者向けのシェルターの建設）はとてもじゃないが納得できない。それは「自業自得」だ、というわけである。

二 「イス取りゲーム」の比喻

では、野宿者の野宿以前の生活が不安定就業階層、不安定居住、「安定した家族」の不在（＝単身）へと収斂していく要因を、彼らの「行き当たりばったり」といった「個人的問題」に還元することはできるのだろうか。

加藤佑治は、（１）就業が不規則・不安定であること、（２）賃金ないし所得がきわめて低いこと、（３）長時間労働あるいは労働強度が強いこと、（４）社会保障が劣悪であること、（５）労働組合などの組織が未組織であることという指標のいくつかに該当することをもって「不安定就業階層」を定義したが、ここでの「不安定」とは、「資本の蓄積欲求によって過剰な、従って現役軍から差別されることによって資本蓄積の結果のみならず

条件として不安定な就業形態におかれその生存をもおびやかされている就業者の状態」（傍点原文）を指している。「加藤、一九八〇、四一～四七頁」。「行き当たりばつたりの人」にとつて「都合の良い仕事」として、資本がわざわざ日雇労働などの仕事を用意する、ということはあるはずもない。資本にとつて、不安定な状態におかれた就業者、不安定就業とは、その資本蓄積の条件としてあるのであり、不安定就業階層とはこの社会を支える「仕組み」あるいは「構造」として存在しているのである。

「イス取りゲーム」を考えてみよう。人数に対してイスの数が足りなくて、音楽が止まると一斉にイスを取り合うあのゲーム。イスとは「安定した仕事」のことだ。さて、確かにイス取りゲームでイスをとれた人は、とれなかった人に対して「努力が足りない。自業自得だ」と思うかもしれない。けれども、イスの数が人数より少ない限り、何をどうしたって誰かがイスからあぶれるのだ。仮にその人がうんと努力すれば、今度は他の誰かのイスがなくなってしまう。仮に、すべての人が今の一〇〇倍努力したとしても、同じ人数がイスを取れないことでは全然変わりがない。要するに、問題は個人の努力ではなくて、イスの数の問題、つまり構造的な問題なのだ。⁵⁾

この社会におけるイスの数が決まっている以上、不安定就業階層の存在は必然である。そして、不安定就業階層の野宿者化を必然的にもたらす構造的メカニズムが存在する以上、一定の人々が野宿者として析出されるのもまた必然なのである。

それでも、「若い時から先のこと考えてしんどかったけど一生懸命やってきた」等々と語る彼女は、「野宿している人は努力が足りなかったのだ」という考えを変えないかもしれない。「同じスタートラインから出発した競争」が前提されている限り、野宿者はあくまで落伍者なのである。「同じスタートライン」という前提そのものが問われなければならない。言うまでもなく、野宿という非人間的状態がある人々に強いられること、それはそのものとして否定されなければならない。このことを確認した上で、「同じスタートライン」という前提について、次節以降で検討する。

三 誰が不安定就業階層として析出されるか

青木秀男は、階層化された労働市場の「最底辺」に位置づく寄せ場の、それゆえ不安定の極限を体現する寄せ場労働者の析出について、次のような指摘を行っている。

寄せ場労働者として「より」析出されやすい立場にあるのは、外社会にあつてそもそも差別される側に立つ人々である。彼らは社会的権利を不当に制約され生存競争においてハンディキャップを課せられている。被差別部落出身者、在日韓国・朝鮮人、身心「障害」者、被爆者、沖繩出身者、アイヌ……。彼らは、淘汰され、寄せ場へと吹き寄せられる。そして日雇労働者となり、被救恤的窮民となる。〔青木、一九八九、八六頁〕

このような「現実」は、これまで実証的には示されてこなかった。不安定就業階層、ひいては野宿者として被差別者がより析出されやすいという「現実」、つまり社会的不平等の（世代間）再生産を実証的に確認することはできないのであろうか。

これまでなされてきた実態調査において、野宿者の野宿へと至る「生活史」の把握は、その主要な課題の一つを成してきた。しかし、そこで把握が目指される項目は、多くても、出身地、最終学歴、学卒以降最初に就いた仕事である「初職」、最も長い期間就いていた仕事である「最長職（主な仕事）」、そして「野宿直前職」であり、出身地を除けば、把握できるのは最終学歴以降についてだけである。当該個人にとって所与としてあり、したがって個人の「行為」と「人格」に還元しえない項目、「生得

的属性」や生育家族の状況について、近年の（大規模）野宿者調査はほとんど何も把握（あるいは公表）していない。

筆者の知る限り唯一の例外は、一九九八年～一九九九年に川崎市の野宿者を対象に行われた聞き取り調査である〔渡辺、一九九九〕。調査対象者が五四人と少ないが、ここでは生家の世帯主の職業、生家の暮らし向きが聞き取られている。生家の暮らし向きを尋ねた結果は、「大変苦しかった」一〇人、「やや苦しかった」一〇人、「普通」二三人、「やや豊か」五人、「かなり豊か」五人、不明一人となっている。苦しかったとする割合は四割近いが、あくまで調査対象者の主観的な判断であり、これをもって生育家族が貧困層に傾いていると短絡することはもちろんできない。しかし、「最終学歴と生家の暮らし向きには、かなりの相関関係が見受けられる。（中略）中学以下の教育しか受けていない者の生家の暮らし向きは苦しく、高校進学をさせる余裕はなかった」〔渡辺、前掲、一三頁〕という指摘は、調査対象者（七割以上が五〇歳以上）の約半数が中学以下の教育しか受けていないという同調査の結果、そしてこれまで繰り返し主張されてきた「学歴と職業が強く結びついている」という知見と合わせて考えると、不安定就業階層（野宿者）の析出に、

生育家族における貧困が影響していることを示唆する指摘と捉えることができるのではないだろうか。

四 野宿者の生育家族

以下では、既述の九九年大阪調査によって得られた、野宿者六七二人に関する量的データおよび質的な「生活史データ」（六五五ケース）をもとに、生育家族と不安定就業階層（野宿者）としての析出との関係について検討していく。この調査では、調査対象となった野宿者の過去から現在に至る全過程について自由会話形式で聞き取っており、また聞き取った内容は、調査時のメモをもとにした「生活史データ」としてテキスト化されている。野宿以前の生活史については職歴が中心にはなっているが、生育家族に関する語りや語りに基づく「事実」の記述が含まれているケースも少なくない。生育家族に関しては、数量的処理を前提としていかなかったため、記述がないケースも多く、データとしての限界はあるが、このデータの分析から何かしらの手がかりを得ることは可能であると考えられる。

ここで検討したいのは、野宿者として「より」析出されやすい立場にあるのは、「スタートライン」に立つ以前、

「生育家族」段階において社会的に不利な立場にあった人々であるのか、つまり世代間における社会的不平等の再生産が見られるのかという問いである。この検討には、野宿者の生育家族の状況を、同世代の人々の生育家族の状況との比較の上に明らかにすることが必要である。「生活史データ」から個別の事例を提示するだけでは、このような比較は困難である。そこで、ここでは「生活史データ」の生育家族に関する記述を筆者がアフター・コーディングし、数量化したデータを分析に用いることにする。様々な項目について、コーディング作業を行ったが、社会的に不利な立場の指標となり、かつ現時点で提示可能なのは「家族構成」、つまり「ひとり親世帯（母子・父子世帯）」などの比率だけである。ひとり親という家族構成は、低収入や高い生活保護受給率に見られる貧困など、様々な社会的不平等と強く結びついている／結びつけられていることが明らかにされている⁶⁾。

表1は、「生活史データ」から生育家族の家族構成についてアフター・コーディングした結果を集計したものである。繰り返しになるが、生育家族の家族構成は、実査の時点では数量的処理が考えられていなかった項目であり、生育家族についての記述がなされていないケースが非常に多い。また記述されているケースでもその程度

は様々である。そのため結果の提示も変則的になっている。そこで、まず表1で用いているカテゴリについては説明したい。「母子世帯」「父子世帯」「両親共なし」は、それぞれ調査対象者の一八歳未満の時期において、父・母のいずれか、あるいは両方がいなかったことが記述されていることをもって判断した。しかし、一時期「母子世帯」「父子世帯」「両親共なし」のいずれかであったが、その後、一八歳未満の時期に親が再婚しているケースや、養子になっていないケースもある。そういった記述があるケースは、「その他」とカテゴリー化した。「両親共あり」は、両親共いたことが明記されているケースと、父、母、きょうだいなど、親族についての記述はあるが、両親共いたのか、ひとり親だったのか、あるいは両親共いなかったのかについては記述されていないケースである。後者に当てはまるのは、一六七ケース、「両親共あり」の過半

表1：野宿者の生育家族の家族構成

項目	人数	比率	有効比率
母子世帯	43	6.6%	10.4%
父子世帯	3	0.5%	0.7%
両親共なし	26	4.0%	6.3%
その他	22	3.4%	5.3%
両親共あり	321	49.0%	77.3%
有効回答者数	415	63.4%	100.0%
不明・無回答	240	36.6%	
回答者総数	655	100.0%	

数を占める。これを「両親共あり」とする根拠はない。しかし、これを「不明・無回答」（生育家族についての記述が一切なかったケースと、その回答を拒否したことが記述されていたケース）扱いにすれば、「不明・無回答」を除いた有効回答者数に占める「母子世帯」「父子世帯」「両親共なし」「その他」の割合は、当然高くなる。野宿者の生育家族に「ひとり親家族」の割合が高いか否かを、可能な限りデータに基づいて検討することがここでの課題であるから、コーディング作業における恣意によってこの割合を過大な方向に算出することは極力避けたい。「その他」カテゴリーを含め、こうしたカテゴリー化は、結果が「控え目」に出るように集計した上で、それでも差異が見られるか否かを検討するためのものである。

結果、有効回答者に占める生育家族が「母子世帯」であった割合は一〇・四%、「父子世帯」〇・七%、「両親共なし」六・三%、「その他」五・三%となった。生育家族がこれらひとり親とそれに連なる家族構成であった割合は、計二二・七%となる（表1の有効比率）。

これらの割合の「高さ」あるいは「低さ」を明らかにするには、同年代の人々に占めるそれぞれの割合との比較が必要である。しかし、それらを直接示しているデータは見あたらなかった。そこで、ここでは調査対象者が

一八歳未満であった時期の「一八歳未満の児童のいる母子世帯数の一八歳未満の児童のいる全世帯数に占める割合」について見ることにしたい。調査対象者の八割は四五〜六四歳である（平均年齢は五五・八歳）。その年齢層を対象を限定すると、彼らが一八歳未満であったのは、一九九九年の調査時六四歳の人が生まれた年から調査時四五歳の人が一七歳であった年まで、つまり一九三五〜一九七一年の期間ということになる。一九五二年における「一八歳未満の児童がいる母子世帯推計数の全世帯数に占める割合」は四・二%、一九六一年における「二〇歳未満の子どものいる母子世帯推計数の全世帯数に占める割合」は四・四%である（厚生省児童局『昭和二十七年九月一日現在 全国母子世帯調査結果報告書』、同『昭和三十六年八月一日現在 全国母子世帯調査結果報告書』）。後者の割合は、一八歳未満の児童のいる母子世帯の占める割合より高くなるが、他に適当なデータがないため、この値も参考として用いることにする。これらの値は全世帯に占める割合であり、一八歳未満の児童のいる世帯に占める割合を求めるためには、この値を全世帯に占める一八歳未満の児童のいる世帯の比率で除さなければならない。しかし、一九五二年、一九六一年、及びその前後に関してその比率が示されたデータは見あたらなかった。そこで、

『国勢調査報告』(一%抽出)等から導き出すことができ、一九六〇年の全世帯に占める一四歳以下親族のいる世帯の比率、〇・六六を用いることにする。結果算出される値は、一九五二年が六・四%、一九六一年が六・七%となる。この値は実際の「一八歳未満の児童のいる世帯に占める母子世帯の割合」より高くなるが、他にデータがないためこれらの値を比較のために用いたい。

結果、調査対象者の生育家族における「母子世帯」カテゴリーの比率一〇・四%は、同時期全国の母子世帯比率と比べると「高い」ことが確認される。それぞれ非常に多くの誤差を抱える値ではあるが、その誤差が前者は過小へ、後者は過大へという傾きであることを考えれば、この差が拡がることはあっても、その逆はないであろう。

次に、生育家族の構成と学歴との関係をクロス集計から見てみる。以下では社会的不平等と強く結びついた家族構成が学歴達成にもたらす影響を見ることが目的であるから、「母子世帯」だけでなく、それと連なる家族構成、「父子世帯」「両親共なし」「その他」を含めて、「ひとり親等」として集計している。最終学歴が「義務教育修了程度・不就学」である割合は、「両親共あり」では五八・三%であるのに対し、「ひとり親等」では七七・一%と二〇ポイント近く高い。調査対象者の学歴は同年齢の

人々と比べ低学歴傾向にあるが、その低学歴傾向をもたらず要因(の一つ)として、貧困など社会的不平等と強く結びついた生育家族構成があることが確認できる。

最後に、最終学歴と初職の従業上の地位との関係を見る。初職が日雇あるいは臨時雇いであった割合は、最終学歴が「高等学校レベル以上」層では三〇・八%であるのに対して「義務教育修了程度・不就学」層では四九・五%と二〇ポイント近く高くなっている。調査対象者が初職時点から労働市場の下層部へと組み込まれがちであった要因(の一つ)として、その低学歴傾向が確認できる。

おわりに

野宿者差別を支えているのは、島「二〇〇三、一六一頁」が、「『自由主義的』民主主義あるいは『競争的』民主主義を標榜する資本主義社会の、その最も基底的なイデオロギー」であり、「徹底的に世俗化された世界に残された数少ない宗教の一つ」とさえ言える、と表現した「自業自得」観念である。そして、その観念を正当化するのには、「公正なスタートラインからの競争」という前提への信念である。野宿者は果たして、「同じスタートラインから出発した競争の落伍者」なのであるか。本稿が

示せる限りにおいて、結論は否である。

社会的不平等は再生産される。不安定就業階層に、そして野宿者に「より」析出されやすいのは、当該社会にあつて不利な立場に生まれた人々である。もちろん、その不利を人一倍の「頑張り」によつて挽回することは不可能ではないかもしれない。しかし、スタートラインにおける不利は、ゴールにおける不利を結果させる「確率的な力」として働く。

野宿者や元野宿者に話を聞いてみると、生育家族における貧困、先天的な「障害」、エスニシティ等が学歴達成や安定した就労の確保等に強い制約を課し、それが現在の野宿状況をもたらしたのではないかと考えられるケースに出会うことがある。しかし、こうした個別事例に見られる傾向がどれほど一般化できるのかを確認できる調査データは、これまで多くの実態調査がなされてきたにもかかわらず、ほとんどない。それは、野宿者に関して明らかにすべき課題があまりに多く、今まさに野宿状態にある人々の抱える困難を「解決」することに直接繋がらない事柄まで調査できないという事情によるのかもしれない。しかし、多くの人々が野宿者に対する差別的まなざしを保持し続け、そしてそれが例えば「国民感情を考えれば」といった具合に、野宿者の困難な状態の放

置という結果をもたらしてきた（もたらしている）ことを考えるならば、野宿者差別、そしてそれを支える「自業自得」観念を批判することは、「ホームレス問題」の「解決」の為には避けては通れない課題であると言える。社会的不平等の世代間再生産に関する検討は、「自業自得」観念批判の論拠の一つとなるであろう。

本稿が限界含みのデータで示したのは、野宿者の析出に見られる社会的不平等の世代間再生産、その一側面に過ぎない。より実証的な結論の提示、他側面からの検討は今後の課題としたい。同時に、多くの人々によってこのテーマに関する本格的検討がなされることを、そして野宿者差別が現実的に否定されることを期待したい。

注

(1) 同事件後の調べによると、「浮浪者襲撃」は「昭和五〇年ごろに始まり、小学生、中学生らの間でずっと続けられていたことが明らかになった」〔朝日新聞、一九八三年五月八日付け朝刊〕。

(2) 大阪市立大学都市環境問題研究会（研究代表者：森田洋司）が、釜ヶ崎地域を除く大阪市内の公園・河川敷のテント野宿者を主たる対象として実施した。テント野宿者が調査対象者の八割を占める。その他調査概要等は、

大阪府立大学都市環境問題研究会「二〇〇一」を参照。

(3) 例えば、島「一九九九」を参照。

(4) 二〇〇〇年一月一五日のインタビューから。

(5) この「引用」は、高校などにおける「野宿者問題の授業」を先駆的に行っている生田武志のHP (<http://www1.odn.ne.jp/~cex38710/game.htm>) の一文を、¹⁾での文脈に合わせて筆者が多少変更したものである。

(6) 例えば米川「一九九一、一九七〇四頁」を参照。

(7) 一四歳以下親族のいる世帯が占める比率は、一八歳未満親族のいる世帯が占める比率より当然低くなる。したがって前者で除した結果算出される値は、ここで求めなければならぬ値より高くなる。

(8) 有効回答者四〇八人。有意水準〇・〇一未満で有意。年齢階層による「ひとり親等」の比率に有意な差は見られない。つまりこの傾向は、高校進学率が時代と共に上昇してきたことを媒介した結果ではない。

(9) 妻木「二〇〇二、三七頁」を参照。

(10) 有効回答者六一二人。有意水準〇・〇一未満で有意。

参考文献

青木秀男『寄せ場労働者の生と死』明石書店、一九八九年

大阪府立大学都市環境問題研究会『野宿生活者(ホームレス)

に関する総合的調査研究報告書』二〇〇一年

大阪府立大学社会福祉学部 都市福祉研究会『大阪府野宿生活者実態調査報告書』二〇〇二年

加藤佑治『現代日本における不安定就業労働者(上)』御茶の水書房、一九八〇年

厚生労働省『ホームレスの実態に関する全国調査報告書』二〇〇三年三月

島和博『現代日本の野宿生活者』学文社、一九九九年

島和博『共生』社会における『ホームレス問題』野口道彦

他編著『共生社会の創造とNPO』明石書店、二〇〇三年

妻木進吾『野宿生活の構造的把握—野宿生活の維持は、いかにして選択されるのか—』(修士論文)二〇〇二年

妻木進吾『野宿生活』『社会生活の拒否』という選択』『ソシオロジ』第一四七号、二〇〇三年

平川茂『浮浪者』差別と『自業自得』観念』『解放社会学研究』一号 明石書店、一九八六年

矢野まなみ・なすび「(座談会)グローバル化と国境を越える自由カネの移動とヒトの締め出し」『インパクション』

一三六号 インパクト出版会、二〇〇三年

米川茂信『現代社会病理学』学文社、一九九一年

渡邊幸良『川崎市の路上生活者聞き取り調査中間報告書—一九九八—一九九九年夏・冬・春—』一九九九年